

公 売 財 産 の 明 細

売却区分番号	水7-2	公売日時	令和8年1月29日 午後2時30分から午後3時まで	
見 積 価 額	110,000円		公売保証金	20,000円
公売財産の表示	【土地の表示】 物件1 所 在 : 水戸市青柳町字平内 地 番 : 822番1 地 目 : 田 地 積 : 1146.00 m ² 物件2 所 在 : 水戸市青柳町字平内 地 番 : 822番2 地 目 : 田 地 積 : 53.00 m ² 以上登記簿による表示			
	JR水郡線 常陸青柳駅西方約0.2km(道路距離) JA水戸那珂川流域ライスセンター北西方約6.2km(道路距離)			
公法上の規制	市街化調整区域 指定建ぺい率60%・指定容積率200% 農業振興地域内ですが、農用地区域には指定されていません。			
接 道 状 況	公道には面接していない無道路地です。			
物 件 の 概 況	地 勢	平坦		
	形 状	ほぼ長方形		
	画 地 条 件	縦66m×横18m		
使 用 状 況 等	田として使用されています(令和7年5月7日現在)。			
特 記 事 項	1 農地につき「買受適格証明書」の提出を要します。 買受適格証明書の申請手続きについては、水戸市農業委員会(電話029-232-9264)へお問い合わせください。 2 那珂川統合土地改良区から毎年賦課金が課されます。賦課金の未納があります(令和7年5月21日現在未納額18,922円)。納付義務は買受人に承継されます。 詳細是那珂川統合土地改良区(電話029-246-5005)へお問い合わせください。 3 中止になる場合があります。			
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめその現状及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質について不適合があっても、当市は、責任を負いません。 3 当市は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者または占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界は、隣接地所有者と協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 6 入札に当たって、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります。(ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。) (1) 買受申込者(その者が法人である場合には、その役員)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号(定義)に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」という。)であること。 (2) 自己の計算において買受申込みをさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等であること。 なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。			

また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面(宅地建物取引業の免許証等)の写しを併せて提出する必要があります。